

【質問】四月一日、「個人情報保護法」が施行され、患者の家族でも病気のことを説明してもらえない場合があると聞きました。どのような場合でしょうか。
(中学校教師)

病状説明、本人同意が必要

【答え】個人情報とは、

一般には名前、住所、職業などになりますが、医療分野においては、診療録(カルテ)、検査成績、エックス線写真など患者さんの病気に関するいろいろな情報も当たります。これまでは患者さんの病状、治療方法などを家族にも説明、相談もして治療を行ってきました。

ところが、この法律によつて、このような個人の情報を第三者に知らせる場合

個人情報保護法



は、原則として本人の同意を得ることが必要であると定められました。たいの病気の場合は、特に患者さんの申し出がない限りはこれまで通りの対応になります。他人に知られたくないような病状や予後が敵しい病状などは、たとえ家族といえども第三者であり、慎重になることがあります。

家族構成、家族間の関係は家族ごとに異なりますが、

は、患者さんによっては、「遺産相続に関係して家族の中の特定の人には病状を伏せておきたい」とか、未成年の患者さんでは「親に知られたくない」などさまざまな事情が考えられます。

もちろん、意識不明で医療機関に搬送されたり、高度の痴呆で正常の受け答えができないような状態の場合には家族に病状を伝えるのは当然許されることです。

家族へ慎重対応の場合も

ところが本法律では医療現場の実情に合わないことも出てきます。これまではがんであることが判明した場合、一般的にはまず信頼できる家族に説明を行つて、了解を得た上で本人に告知していました。この法律は本人を最優先しているため、これまで通りとはいかず、医療の現場では混乱することもあると思われる

す。

個人情報をはもちろん守るべきであつて、医療を受ける患者、その患者を支える家族、医療を行う医師とが信頼し合い、一緒になつて患者さんの病気を克服することが最も大切であることには変わりはないはず